

京都市告示第464号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

令和6年10月23日

京都市長 松 井 孝 治

1 土地の所在地

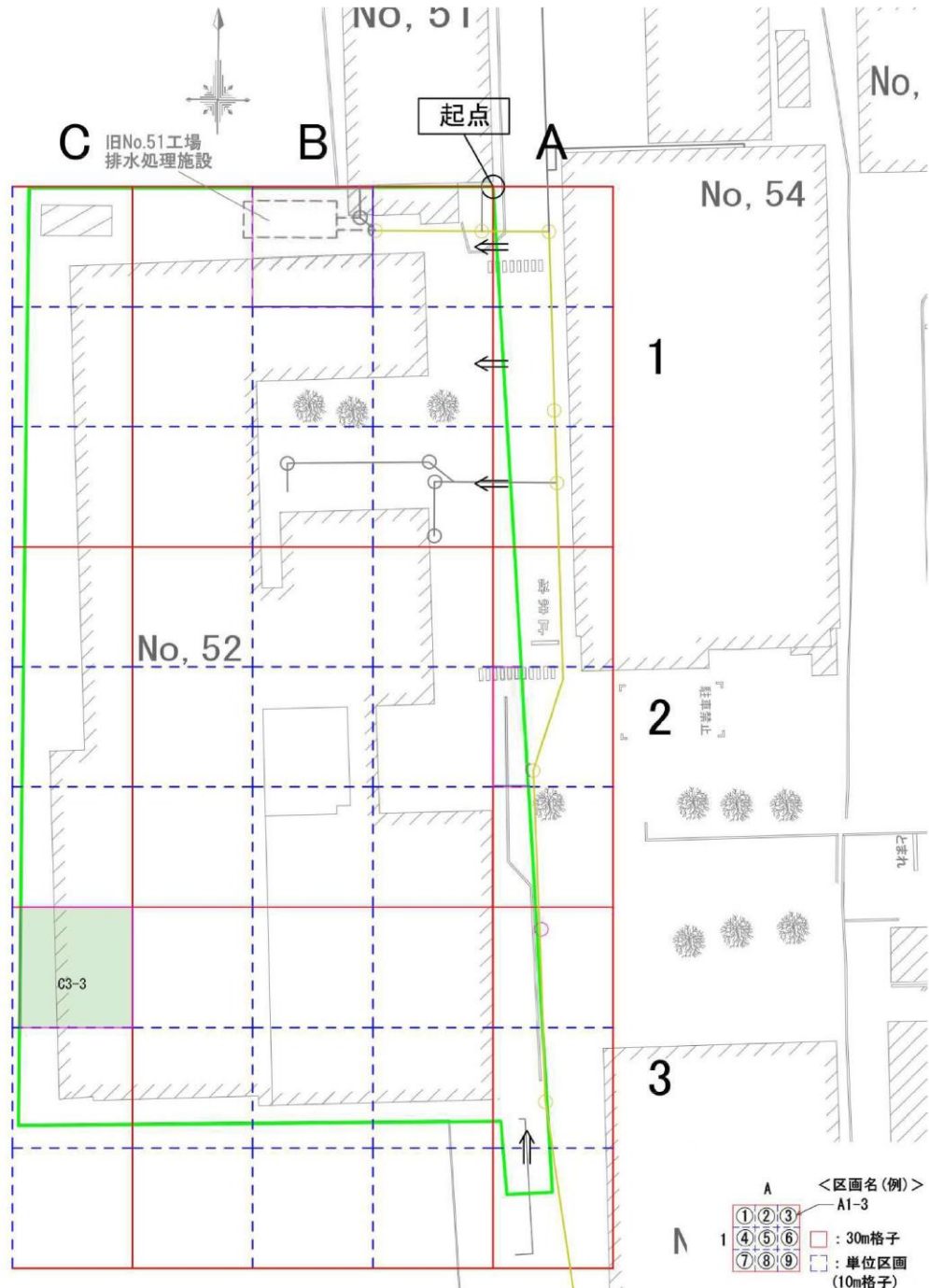
京都市右京区梅津高畝町44番1の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境保全創造課)

形質変更時要届出区域

シアン化合物
土壌溶出量基準超過



形質変更時要届出区域

調査対象地

区画統合

形質変更時要届出区域

〔 水銀及びその化合物
土壌溶出量基準超過 〕



： 形質変更時要届出区域

： 調査対象地
： 区画統合

形質変更時要届出区域

鉛及びその化合物
土壌溶出量基準超過



： 形質変更時要届出区域

： 調査対象地
← ： 区画統合